

大阪府青少年健全育成条例の改正（案）に対する府民意見等と府の考え方について

募集期間：平成 29 年 12 月 12 日（火）～平成 30 年 1 月 10 日（水）

募集方法：電子申請、郵送、ファクシミリ、来課

募集結果：2 名から 3 件（うち、意見の公表を望まないもの 0 件）

1. いわゆる「JKビジネス」への対応について

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
1-1	<p>規制となる営業形態が客観的に見て、はっきりしないのではないか。（誰が有害役務営業にあると認定するのか、新たな営業が出てきた場合も誰が認定するのか）</p> <p>また、青少年とは何歳までなのか。（女子高生を主にみているのか女子中学生はどうかなど、はっきりしないので取締りがいまいちになると思う。）</p>	<p>規制の対象となる営業形態については、大阪府青少年健全育成審議会において審議していただいた結果を踏まえ、府において検討し、決定したものです。今後、業者をはじめ府民の皆様にはわかりやすく周知してまいります。</p> <p>また、大阪府青少年健全育成条例で規定する青少年とは 18 歳未満の者を指します。</p>

2. インターネットの有害情報対策について

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
2-1	<p>インターネットは世界と通じていて大阪だけでどのように事業者を特定して効果があるかもわからない。</p> <p>義務化など書かれているが、罰則規定もかかれておらず、実効性があがるとは思えない。</p>	<p>今回の改正は、いわゆる「青少年インターネット環境整備法」の改正に伴い、フィルタリング手続に係る規制の対象事業者を携帯電話事業者に加えて契約代理店まで拡大すること等を盛り込んでおり、大阪府内の事業者が対象となります。</p> <p>また、実効性を高めるため、条例の遵守状況を確認するための立入調査の権限や条例の規定に違反した場合は勧告し、勧告に従わなかったときは店舗名等の公表ができる規定を従前から盛り込んでいます。</p>

3. その他（今回改正する箇所以外のご意見）

番号	ご意見等の内容	大阪府の考え方
3-1	<p>子供がよく見るような人気アニメの玩具（フィギア）について、青少年の教育に相応しくないようなアダルトビデオっぽいポーズの女性キャラのものがああります。</p> <p>府で調査のうえ、有害と判断した場合、商品の展示をやめさせたり、行政指導や罰則も必要ではないか。</p>	<p>有害玩具刃物類（本条例第 16 条第 2 項）に該当した場合は、第 17 条の規定により青少年に対して販売、貸し付け、頒布、贈与又は青少年の物品と交換することを禁止しています。</p>